

2015年度予算要求の回答書(その11)

2015年度(平成27年度)予算要求書の回答です。今回は4. いつまでも住み続けられるまちづくりを⑭～⑯、5. 不況と雇用不安から市民の暮らしと営業を守る対策を①～⑥です。

4. いつまでも住み続けられるまちづくりを

⑭ 愛市購買を推進し、市内経済の活性化を図ること。

本市では、市内経済の活性化及び商業振興の一環として、経済団体等と協力し、景気動向に左右されない自立的な地域循環型経済を目指し、市民の皆様が市内で買い物をしていただく取組をしております。

具体的には、市内各部署で積極的に市内事業者(原則、本社が市内にある業者)を利用するよう周知するとともに、公共事業や物品の発注に当たっては、愛市購買を基本とした一般競争入札を実施しております。

また、商店会連合会におきまして、駅前の大型ビジョンを活用した愛市購買に係るPR活動を実施しております。

(産業振興課、契約検査課)

⑮ 恩曾川沿いの親水広場の簡易トイレの設置については、検討状況を明らかにすること。

親水広場への簡易トイレ設置につきましては、本要望を受け、1月6日に地元自治会や近隣住民に相談したところ、防犯や衛生面などの要因により、反対との回答を得ていることから、現時点の設置は難しいものと考えております。

(河川ふれあい課)

⑯ 高齢化が進む市内各所の住宅団地に対して、生活の質向上のために、買い物支援、交通手段の確保等、具体的な施策を進めること。

郊外に開発された大型団地につきましては、特に高齢化が進行しており、団地内の大型スーパーが撤退していく中で、買い物支援を含め、生活上の交通手段の確保は、取り組むべく問題であると認識しております。



買い物支援につきましては、現在、宅配サービスの提供可能な店舗の調査等を実施するなど、多様な支援方策について検討を進めているところです。(高齢福祉課)

5. 不況と雇用不安から市民の暮らしと営業を守る対策を

① 労働者の失業対策(就労支援、住宅支援、生活再建)の充実を図ること。

労働者の失業対策につきましては、国の制度においてハローワークが中心となり、再就職のための職業訓練を始め、生活費や住宅確保の支援を行っております。

本市では、ハローワークと連携した支援を図るとともに、独自に県の「緊急雇用創出事業臨時特例基金事業」を活用し、求職者の人材育成等を行いながら、企業とのマッチングの場を提供する支援事業を行っております。

また、合同就職面接会の開催を始め、商工会議所や県、周辺自治体の主催事業と連携しながら、支援内容の充実を図っております。

さらに、専門家による定期的な就職支援相談や法律相談等を行っており、個別案件にも対応できる体制を整えておりま

す。

今後も、国の制度等を積極的に活用するとともに、ハローワークを始めとする関係機関と連携し、労働者の失業対策の充実に努めてまいります。(産業振興課)

② 中小企業融資制度については、経済支援に効果的なものとする。

中小企業融資制度につきましては、中小企業の経済支援に効果的なものとなるよう、融資限度額や融資期間の拡大、利率の引き下げ等、経済情勢に応じて利用しやすいメニューを取り揃えるとともに、新たに創業者支援のための利子補給制度を創設するなど、起業者を始めとした資金調達の支援を実施しております。

(産業振興課)

③ 事業所訪問を継続し、中小企業の実態を把握し、対策を講じること。

事業所訪問につきましては、本市職員と中小企業診断士が製造業を中心に事業所を積極的に訪問し、経営者の抱える経営課題や新たな技術に対する対応策、本市、国及び県の中小企業支援施策(融資制度、各種補助金等)の情報提供等を積極的に行うとともに、商工会議所や金融機関などとの情報交換により、中小企業の実態把握と経営アドバイス等の実施に努めております。

今後も、経済状況の変化に応じて、関係機関との連携・協力により中小企業のニーズを的確に把握し、効果的な支援策を展開してまいります。(産業振興課)

④ 厚木市中小企業振興条例を制定すること。

本市におきましては、中小企業を始めとする産業振興施策の基本方針として策定した「厚木市産業マスタープラン」に

基づき、中小企業の経営安定及び強化等に向けた企業巡回訪問や金融支援、各種補助事業を始めとした施策に取り組んでおります。

今後もより一層の中小企業の支援の強化に取り組んでまいります。

(産業振興課)

⑤ 国に対して、ブラック企業根絶の法整備をするよう求めること。

いわゆる「ブラック企業」に係る直接的な指導等につきましては、労働基準監督署の所管となることから、本市といたしましては、労働基準法を始めとした、労働関係法令の遵守につきまして、労働基準監督署等の関係機関とともに啓発に努めてまいります。

また、労働者保護のための法整備につきましては、今後の国の動向を注視してまいります。(産業振興課)

⑥ 住宅リフォーム助成制度の復活、および商店リニューアル助成制度の創設を行うこと。

「住宅リフォーム助成制度」につきましては、地域経済の活性化や住宅環境の向上を目的に、平成23年度及び24年度の2箇年に限定し実施した助成事業です。

今後、地域経済の活性化を図るため、どのような住宅施策が有効であるか研究してまいります。

「商店版リフォーム助成」の創設につきましては、他の自治体における施策事例は承知しておりますが、市内経済に及ぼした波及効果や長期的な経営につながっているかなど、他の自治体の施策の状況を検証しつつ、事業の研究に努めてまいりたいと考えております。

(住宅課、商業にぎわい課)